

|        |                  |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(令和13年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(令和13年3月31日まで) |

警 視 庁 刑 事 部 長  
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿

警 察 庁 丁 捜 一 発 第 1 4 3 号  
令 和 7 年 8 月 2 2 日  
警 察 庁 刑 事 局 捜 査 第 一 課 長

検視等への立会医師の確保に向けた取組について（通達）

死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）第14条では、国及び地方公共団体は、死体の検案及び解剖等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとされており、死因究明のための検案等の体制整備の推進を重要な事項と位置付けているところ、厚生労働省においては、検案する医師等の確保に向けた取組を一層推進するため、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）が主催する死体検案研修会（上級）（以下「研修会」という。）の修了者に係る名簿を都道府県医師会に送付、共有する取組を実施することとした。

同取組では、「警察等による都道府県医師会への照会、協議等」が盛り込まれ、日本医師会は、研修会の修了者を名簿化して都道府県医師会に共有し、都道府県医師会は、警察等からの照会等により、同名簿に記載の医師に意思確認をした上、警察等に対して、当該医師の連絡先を教示するなどの回答を行うこととなった。

警察における死体取扱業務を適正に行う上で、検視等への立会医師は必要不可欠であるところ、未だその確保が十分ではない地域もあることから、検視等への立会医師の確保に向け、本取組を積極的に活用されたい。

日本医師会では、研修会の修了者名簿そのものを警察等に共有しないこととしているため、都道府県医師会に対し、同名簿の共有を求めないようにすること。また、事務手続を円滑に進めるため、本取組において都道府県医師会に照会等するに当たっては、警察の担当窓口を一本化すること。

なお、本件の内容に関しては、厚生労働省医政局医事課、海上保安庁警備救難部刑事課及び日本医師会と協議済みであることを申し添える。